

大分市人権教育・啓発基本計画改定（案）

概要版

現行の人権教育・啓発基本計画の体系図

基本目標 「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」

基本姿勢

- ①共生の心を育む ―共に生きる喜びの実現―
- ②生涯学習の視点に立った人権教育の推進 ―みんなで学ぶ人権教育―
- ③連携の促進 ―みんなで進める人権教育・啓発―

人権問題の現状と重要課題への対応

(1) 同和問題

- ①部落差別の解消に向けて
- ②教育の充実
- ③経済生活の安定
- ④社会福祉の増進
- ⑤エセ同和行為の排除
- ⑥相談・支援・救済体制の充実
- ⑦実態調査

(2) 女性

- ①男女共同参画社会実現に向けた意識づくり
- ②だれもが暮らしやすい環境づくり

(3) 子ども

- ①子育て支援の推進
- ②子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

(4) 高齢者

- ①福祉教育の推進
- ②社会教育の充実
- ③保険・医療・福祉サービスの整備
- ④高齢者にやさしいまちづくり
- ⑤地域包括ケアシステムの構築の推進

(5) 障がい者

- ①障がい者の人権の正しい理解と認識の促進
- ②障がい者の主体性と権利の擁護
- ③障がい者の社会参加の促進

(6) 外国人

- ①多様な国際交流・交際協力によるまち・ひとの元気の創出
- ②多国籍を有する市民も暮らしやすいまちづくり

(7) HIV感染者・ハンセン病回復者等

- ①人権教育・啓発の推進

(8) 様々な人権問題

- ①人権教育・啓発の推進
- (1) プライバシーをめぐる人権問題
- (2) 犯罪被害者やその家族の人権問題
- (3) インターネットによる人権問題
- (4) 性的少数者の人権問題
- (5) その他の人権問題
 - ・自死遺族
 - ・アイヌの人々
 - ・刑を終えて出所した人
 - ・ホームレス
 - ・北朝鮮当局に拉致された被害者等
 - ・東日本大震災に起因する人権問題
 - ・人身取引(トラフィッキング)

基本計画の推進

(1) あらゆる場を通じて

- ①就学前教育・学校教育
- ②社会教育
- ③家庭・地域
- ④企業
- ⑤特定の職業に従事する者

(2) 効果的な推進

- ①学習機会の拡大・充実
- ②情報の提供と啓発
- ③連携の促進
- ④相談・支援・救済体制の充実



改定（案）の人権教育・啓発基本計画の体系図

基本目標 「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」

基本姿勢
①共生の心を育む ー共に生きる喜びの実現ー
②あらゆる機会を通じた人権教育の推進 ーみんなで学ぶ人権ー
③連携の促進 ーみんなで進める人権教育・啓発ー

人権問題の現状と課題への対応

【1】各人権問題に対する取組

（１）女性

- ①男女共同参画社会に向けた意識づくり
- ②あらゆる分野における男女の活躍
- ③男女が安心できる生活の確保
- ④配偶者等からの暴力の根絶

（２）こども

- ①子育て支援の推進
- ②こどもの人権感覚を育む教育活動
- ③教職員研修の充実
- ④こどもの人権を尊重する教育活動
- ⑤相談・支援等による環境づくりの充実

（３）高齢者

- ①尊厳ある暮らしを続けるための支援
- ②安心な暮らしを支える環境づくり
- ③相談体制の充実

（４）障がい者

- ①障がい者差別解消に向けた取組
- ②障がい者への理解促進に向けた取組
- ③障がい者虐待防止に向けた取組
- ④成年後見制度普及啓発に向けた取組

（５）部落差別（同和問題）

- ①教育・啓発の推進
- ②相談体制の充実

（６）外国人

- ①外国人市民が安心して暮らせる環境づくりの推進
- ②多文化共生への相互理解の促進

（７）感染症等をめぐる人権問題

- ①感染症に関する正しい知識の普及啓発

（８）性的マイノリティの人々

- ①性の多様性の促進

（９）様々な人権問題

- ・災害に伴う人権問題
- ・プライバシーをめぐる人権問題
- ・刑を終えて出所した人やその家族の人権問題
- ・犯罪被害者やその家族の人権問題
- ・自死遺族の人権問題
- ・ホームレスの人々の人権問題
- ・アイヌの人々の人権問題
- ・北朝鮮当局に拉致された被害者等の
人権問題
- ・人身取引（トラフィッキング）に
関する人権問題

基本計画の推進

（１）あらゆる場を通じて

- ①就学前教育・学校教育
- ②社会教育
- ③企業
- ④特定の職業に従事する者

（２）効果的な推進

- ①多様な学習機会の提供と
学習内容の充実
- ②人材の育成
- ③インターネット・
マスメディアの活用
- ④連携の側面
- ⑤相談・支援体制の充実

【2】課題横断的な人権問題に対する取組（インターネット上の人権侵害）

- ①情報モラル及び情報リテラシー向上のための教育・啓発
- ②人権侵害等への対応

現行の大分市人権教育・啓発基本計画の構成

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

- | | |
|------------|----------|
| 1 策定の背景 | 2 基本的考え方 |
| (1) 国際的な潮流 | (1) 趣旨 |
| (2) 国の取組 | (2) 基本目標 |
| (3) 大分県の取組 | (3) 基本姿勢 |
| (4) 本市の考え方 | |

第2章 人権問題の現状と重要課題への対応

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 同和問題 | 8 様々な人権問題 |
| 2 女性の人権問題 | (1) プライバシーをめぐる人権問題 |
| 3 子どもの人権問題 | (2) 犯罪被害者やその家族の人権問題 |
| 4 高齢者の人権問題 | (3) インターネットによる人権侵害 |
| 5 障がい者の人権問題 | (4) 性的少数者の人権問題 |
| 6 外国人の人権問題 | (5) その他の人権問題 |
| 7 HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題 | |

※人権問題ごとに「現状と課題」、「施策の方向性」を記載

第3章 基本計画の推進

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 あらゆる場を通じて | 2 効果的な推進 |
| (1) 就学前教育・学校教育 | (1) 学習機会の拡大・充実 |
| (2) 社会教育 | (2) 情報の提供と啓発 |
| (3) 家庭・地域 | (3) 連携の促進 |
| (4) 企業 | (4) 相談・支援・救済体制の充実 |
| (5) 特定の職業に従事する者 | |

第4章 推進体制等

- 1 推進体制
- 2 市民意識調査の実施
- 3 行動計画の策定
- 4 基本計画及び行動計画の確認と見直し

改定（案）の大分市人権教育・啓発基本計画の構成

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

1 策定の背景

- (1) 国際的な潮流
- (2) 国の取組
- (3) 大分県の取組
- (4) 本市の考え方

2 基本的考え方

- (1) 趣旨
- (2) 基本目標
- (3) 基本姿勢

3 推進体制等

- (1) 推進体制
- (2) 市民意識調査の実施
- (3) 行動計画の策定
- (4) 基本計画及び行動計画の確認と見直し
- (5) 計画の期間

第2章 人権問題の現状と課題への対応

【1】各人権問題に対する取組

1 女性の人権問題

2 こどもの人権問題

3 高齢者の人権問題

4 障がい者の人権問題

5 部落差別（同和問題）

6 外国人の人権問題

7 感染症等をめぐる人権問題

8 性的マイノリティの人々の人権問題

9 様々な人権問題

- ・災害に伴う人権問題
- ・プライバシーをめぐる人権問題
- ・刑を終えて出所した人やその家族の人権問題
- ・犯罪被害者やその家族の人権問題
- ・自死遺族の人権問題
- ・ホームレスの人権問題
- ・アイヌの人々の人権問題
- ・北朝鮮当局に拉致された被害者等の人権問題
- ・人身取引（トラフィッキング）に関する人権問題

【2】課題横断的な人権問題に対する取組（インターネット上の人権侵害）

第3章 基本計画の推進

1 あらゆる場を通じて

- (1) 就学前教育・学校教育
- (2) 社会教育
- (3) 企業
- (4) 特定の職業に従事する者

2 効果的な推進

- (1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実
- (2) 人材の育成
- (3) インターネット・マスメディアの活用
- (4) 連携の促進
- (5) 相談・支援体制の充実

「第4章 推進体制等」を
第1章に集約

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方の構成

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

【構成変更あり】

1 策定の背景

- (1) 国際的な潮流
- (2) 国の取組
- (3) 大分県の取組
- (4) 本市の考え方

2 基本的考え方

- (1) 趣旨
- (2) 基本目標
- (3) 基本姿勢
- (4) 本市の考え方

第4章から移動 ※(5)計画の期間を追加

3 推進体制等

- (1) 推進体制
- (2) 市民意識調査の実施
- (3) 行動計画の策定
- (4) 基本計画及び行動計画の
確認と見直し
- (5) 計画の期間

1. 策定の背景

(1) 国際的な潮流

- ・1948年の世界人権宣言採択以降、国連は人権を具体化する条約や国際年を整備し、1993年のユネスコやウィーン世界人権会議での採択を受けて、1995～2004年を「人権教育のための国連10年」と定める。
- ・「人権教育のための世界計画」において、5年ごとのフェーズと行動計画が策定され、現在の第5フェーズ(2025～2029年)では、こどもと若者に焦点を当てた取組を展開。
- ・2011年に採択された、企業の人権尊重を明確にする「ビジネスと人権に関する指導原則」では、国家の義務と企業の責任が示される。
- ・2015年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、SDGsを通じて「地球上の誰一人取り残さない」、多様性と包括性のある世界の実現が掲げられている。

(2) 国の取組

- ・「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、1997年に国内行動計画を策定。
- ・2000年に「人権教育・啓発の推進に関する法律」を制定して人権教育及び人権啓発の理念と、国・自治体・個人の責務等を明記するとともに、2002年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定。
- ・2000年に制定された「児童の虐待防止等に関する法律」をはじめ、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」、「LGBT理解増進法」などの関連法を順次整備。
- ・2025年には社会経済情勢や国際動向を踏まえて「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を策定。

(3) 大分県の取組

- ・1997年に「人権教育のための国連10年大分県推進本部」を設置。1998年に「人権文化」を築くことを目標として人権教育のための国連10年「大分県行動計画」を策定。
- ・2005年、「大分県人権施策推進本部」を設置し、「大分県人権施策基本計画」を策定。
- ・2008年、「大分県人権尊重社会づくり条例」を制定し、2010年に「大分県人権尊重施策基本方針及び実施計画」を策定。
- ・2025年、社会情勢の変化や人権に関する県民意識調査等を踏まえ、「大分県人権尊重施策基本方針(第4次)」を策定。

(4) 本市の取組

- ・1996年、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を制定。
- ・1998年、「大分市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999年に、人権教育・啓発に関して市民の意見を広く聴くため、「大分市人権教育推進懇話会」を設けるとともに、「人権教育のための国連10年大分市行動計画」を策定。
- ・2004年12月策定の「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、「大分市人権教育のための国連10年推進本部」を「大分市人権教育・啓発推進本部」に、「大分市人権教育推進懇話会」を「大分市人権教育・啓発推進懇話会」に改め、体制の整備を図る。
- ・2010年から、市民の人権に関する意識の現状を把握・分析し、人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進するための基礎資料とすることを目的に、「人権に関する市民意識調査」を5年ごとに実施。(2025年に4回目を実施)
- ・1986年に旭町文化センター、2013年に人権啓発センターの設置など、拠点の整備も行う。
- ・2026年3月、「大分市一人ひとりが人権を尊重し合う社会づくり条例」の制定とともに、人権施策の調査・審議等を行う「大分市人権施策推進審議会」を設置し、市民・事業者・行政が一体となった人権施策の取組を進めている。

2. 基本的考え方

(1) 趣旨

- ・本市では、2026年4月に、市民、事業者、行政が一体となり、差別のない、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指し、「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」を制定。
- ・新条例を踏まえ、現行の「大分市人権教育・啓発基本計画」が本年度で前回の改定から10年目を迎えることから、令和9年度からの5年間における取組の指針となる新たな「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定する。
- ・本計画は、新条例の趣旨を受けて、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」や県の「大分県人権尊重施策基本方針（第4次）」を踏まえ、さらに本市の最上位計画である大分市総合計画「未来へつなぐおおいたビジョン2034」との整合を図りながら、本市における人権教育・啓発の「基本目標」及びその実現に向けた「基本姿勢」を明らかにしている。
- ・基本計画において、各人権課題における「めざす姿」とその「基本方針」を示すことで、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

(2) 基本目標

「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、
共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」

【設定理由】

- ① 「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」にて、「すべての人が互いの人権を尊重し合う社会の実現に寄与することを目的とする」と、規定されている。
- ② 大分市総合計画の政策「人権尊重社会の形成」において、目指す姿が「人権尊重社会の形成に向け、一人ひとりが人権を尊重し合い、生きる喜びを実感できる地域共生社会が実現している。」となっている。

(3) 基本姿勢

- ①共生の心を育む—共に生きる喜びの実現—
- ②あらゆる機会を通じた人権教育の推進—みんなで学ぶ人権—
- ③連携の促進—みんなで進める人権教育・啓発—

・生涯学習の視点に立った人権教育の推進
↓
・あらゆる機会を通じた人権教育の推進
※新条例7条において、「あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発を推進する」となっていることに伴う変更。

【設定理由】

- ①・現代の社会では、性別、年齢、障がい、社会的身分、門地、民族、人種、国籍、病気、性的指向、性自認、信条など、さまざまな違いのある人々が共に暮らしている。
・市民一人ひとりが、社会の一員として、それぞれの個性や違いを尊重し、さまざまな文化、多様性を認め合い、支え合いながら共に生きる社会を構築していくため、共生の心の育成を推進していく。
- ②・人権尊重の理念を社会全体に根付かせるためには、市民一人ひとりが日常のさまざまな場面で人権について考え、理解を深めていくことが必要である。
・人権意識は、一度の学習で身につくものではなく、家庭、学校、地域、職場など、生活のあらゆる機会を通じて継続的に学ぶことで育まれる。
・人権教育を生涯にわたる学びとして位置づけ、市民が多様な場面を通じて人権に対する意識を高め、人権課題について主体的に学習できるよう、効果的な取組を推進していく。
- ③・人権教育・啓発は、行政のみで対応できるものではなく、市民一人ひとりが取り組んでいく必要がある。
・家庭、学校、地域、企業などのあらゆる場において、行政、市民、事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携しながら効果的な人権教育・啓発を推進していく。

(1) 推進体制

- ・人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に「大分市人権教育・啓発推進本部」を設置し、関係部局との緊密な連絡調整を図りながら、全庁体制で人権尊重の視点に立った取組を進めていく。
- ・学識経験者等で構成する「大分市人権施策推進審議会」を設置し、公正の確保と透明性の向上に努めつつ、広く意見を聴収し、その内容を計画の推進に反映していく。
- ・市民、事業者、国、県、他の地方公共団体をはじめ、人権に関わる民間団体やNPO等の関係機関との連携を一層強化し、相互の協力体制のもとで「基本目標」の実現に向けて取り組んでいく。

(2) 市民意識調査の実施

- ・市民の人権問題に関する意識の現状を把握・分析し、今後の人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進するための基礎資料とすることを目的として、人権に関する市民意識調査を5年毎に実施する。

(3) 行動計画の策定

- ・基本計画に基づき、具体的な事業及び取組を示した行動計画を策定し、人権教育・啓発に関する施策を着実に推進していく。

(4) 基本計画及び行動計画の確認と見直し

- ・基本計画は、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、概ね5年を目途に全体的な見直しを行うものとし、行動計画は必要に応じて適宜見直しを行っていく。
- ・人権教育・啓発に関する前年度の施策（行動計画）について、その実施状況を総合的に点検・評価し、その結果を次年度の人権施策（行動計画）へ適正に反映させることで、基本計画の着実な推進と実効性の高い行動計画の実施に努めていく。

(5) 計画の期間

- ・この基本計画の期間は、2027年度（令和9年度）から2031年度（令和13年度）までの5年間とする。

第2章 人権問題の現状と重要課題への対応

現行の各人権問題の施策の方向性（基本方針）

(1) 同和問題

- ①部落差別の解消に向けて
- ②教育の充実
- ③経済生活の安定
- ④社会福祉の増進
- ⑤エセ同和行為の排除
- ⑥相談・支援・救済体制の充実
- ⑦実態調査

(2) 女性

- ①男女共同参画社会実現に向けた意識づくり
- ②だれもが暮らしやすい環境づくり

(3) 子ども

- ①子育て支援の推進
- ②子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

(4) 高齢者

- ①福祉教育の推進
- ②社会教育の充実
- ③保険・医療・福祉サービスの整備
- ④高齢者にやさしいまちづくり
- ⑤地域包括ケアシステムの構築の推進

(5) 障がい者

- ①障がい者の人権の正しい理解と認識の促進
- ②障がい者の主体性と権利の擁護
- ③障がい者の社会参加の促進

(6) 外国人

- ①多彩な国際交流・交際協力によるまち・ひとの元気の創出
- ②外国籍を有する市民も暮らしやすいまちづくり

(7) HIV感染者・ハンセン病回復者等

- ①人権教育・啓発の推進

(8) 様々な人権問題

- ①人権教育・啓発の推進
 - (1) プライバシーをめぐる人権問題
 - (2) 犯罪被害者やその家族の人権問題
 - (3) インターネットによる人権問題
 - (4) 性的少数者の人権問題
 - (5) その他の人権問題
 - ・自死遺族
 - ・アイヌの人々
 - ・刑を終えて出所した人
 - ・ホームレス
 - ・北朝鮮当局に拉致された被害者等
 - ・東日本大震災に起因する人権問題
 - ・人身取引（トラフィッキング）

第2章 人権問題の現状と課題への対応

【構成変更あり】

現行計画

- 1 同和問題
- 2 女性の人権問題
- 3 子どもの人権問題
- 4 高齢者の人権問題
- 5 障がい者の人権問題
- 6 外国人の人権問題
- 7 HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題
- 8 様々な人権問題
 - (1) プライバシーをめぐる人権問題
 - (2) 犯罪被害者やその家族の人権問題
 - (3) インターネットによる人権侵害
 - (4) 性的少数者の人権問題
 - (5) その他の人権問題

改定（案）

【1】各人権問題に対する取組

- 1 女性の人権問題
- 2 こどもの人権問題
- 3 高齢者の人権問題
- 4 障がい者の人権問題
- 5 部落差別（同和問題）
- 6 外国人の人権問題
- 7 感染症等をめぐる人権問題
- 8 性的マイノリティの人々の人権問題

9 様々な人権問題

- ・災害に伴う人権問題
- ・プライバシーをめぐる人権問題
- ・刑を終えて出所した人やその家族の人権問題
- ・犯罪被害者やその家族の人権問題
- ・自死遺族の人権問題
- ・ホームレスの人々の人権問題
- ・アイヌの人々の人権問題
- ・北朝鮮当局に拉致された被害者等の人権問題
- ・人身取引（トラフィッキング）に関する人権問題

【2】課題横断的な人権問題に対する取組（インターネット上の人権侵害）

人権問題の見直しについて

現行計画

- ①同和問題
- ②女性
- ③子ども
- ④高齢者
- ⑤障がい者
- ⑥外国人
- ⑦HIV感染者・ハンセン病回復者等

⑧様々な人権問題

- (1) プライバシーをめぐる人権問題
- (2) 犯罪被害者やその家族の人権問題
- (3) インターネットによる人権問題
- (4) 性的少数者の人権問題
- (5) その他の人権問題
 - ・自死遺族
 - ・アイヌの人々
 - ・刑を終えて出所した人
 - ・ホームレス
 - ・北朝鮮当局に拉致された被害者等
 - ・東日本大震災に起因する人権問題
 - ・人身取引(トラフィッキング)

改定(案)

【1】各人権問題に対する取組

- ①女性
- ②こども
- ③高齢者
- ④障がい者
- ⑤部落差別(同和問題)
- ⑥外国人
- ⑦感染症等をめぐる人権問題
- ⑧性的マイノリティの人々

⑨様々な人権問題

- ・災害に伴う人権問題
- ・プライバシーをめぐる人権問題
- ・刑を終えて出所した人やその家族の人権問題
- ・犯罪被害者やその家族の人権問題
- ・自死遺族の人権問題
- ・ホームレスの人々の人権問題
- ・アイヌの人々の人権問題
- ・北朝鮮当局に拉致された被害者等の人権問題
- ・人身取引(トラフィッキング)に関する人権問題

新規追加

【2】課題横断的な人権問題に対する取組(インターネット上の人権侵害)

見直し点

- ①国に合わせて「課題横断的な人権問題に対する取組」を新規に追加
※現行計画の「インターネットによる人権問題」も合わせて位置づけを変更
- ②国に合わせて「同和問題」の位置づけの変更及び名称を「部落差別(同和問題)」に変更
- ③新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症全般に係る人権問題に対応するため、「HIV感染者・ハンセン病回復者等」から「感染症等をめぐる人権問題」に名称変更
- ④国・大分県に合わせて、「性的少数者の人権問題」の位置づけを「様々な人権問題」から、個別の人権問題に変更するとともに、国に合わせて、名称を「性的マイノリティの人々」に変更
- ⑤近年、様々な災害が起きていることを踏まえ、「東日本大震災に起因する人権問題」から「災害に伴う人権問題」に名称変更
- ⑥国に合わせて「刑を終えて出所した人」から「刑を終えて出所した人やその家族の人権問題」に名称変更

人権教育・啓発基本計画の人権問題の比較（国・大分県・大分市（改定案））

1. 国 人権教育・啓発に関する 基本計画（第二次） （令和7年6月策定）

- 【1】課題横断的な人権課題に対する取組
（インターネット上の人権侵害）
- 【2】各人権課題に対する取組
 - (1) 女性
 - (2) こども
 - (3) 高齢者
 - (4) 障害者
 - (5) 部落差別（同和問題）
 - (6) アイヌの人々
 - (7) 外国人
 - (8) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動
 - (9) 感染症の患者等
 - (10) ハンセン病患者・元患者及びその家族
 - (11) 刑を終えて出所した人及びその家族
 - (12) 犯罪被害者及びその家族
 - (13) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
 - (14) 性的マイノリティの人々
 - (15) その他

2. 大分県 大分県人権尊重施策 基本方針（第4次） （令和7年3月策定）

- 【1】様々な分野における人権行政の推進
 - (1) 課題横断的な人権問題
（インターネット上の人権侵害やAIを
めぐる人権侵害リスク）
 - (2) 部落差別
 - (3) 女性
 - (4) こども
 - (5) 高齢者
 - (6) 障がい者
 - (7) 外国人
 - (8) 医療をめぐる人権問題
 - (9) 性的少数者
 - (10) 犯罪被害者やその家族
 - (11) 様々な人権問題
 - ① プライバシー権の保護
 - ② 働く人の人権問題
 - ③ その他の人権問題
 - ・ アイヌの人々
 - ・ 犯罪を犯した人等
 - ・ 路上生活者
 - ・ 北朝鮮による日本拉致問題
 - ・ 災害に起因する人権問題
 - ・ 婚外子（非嫡出子）

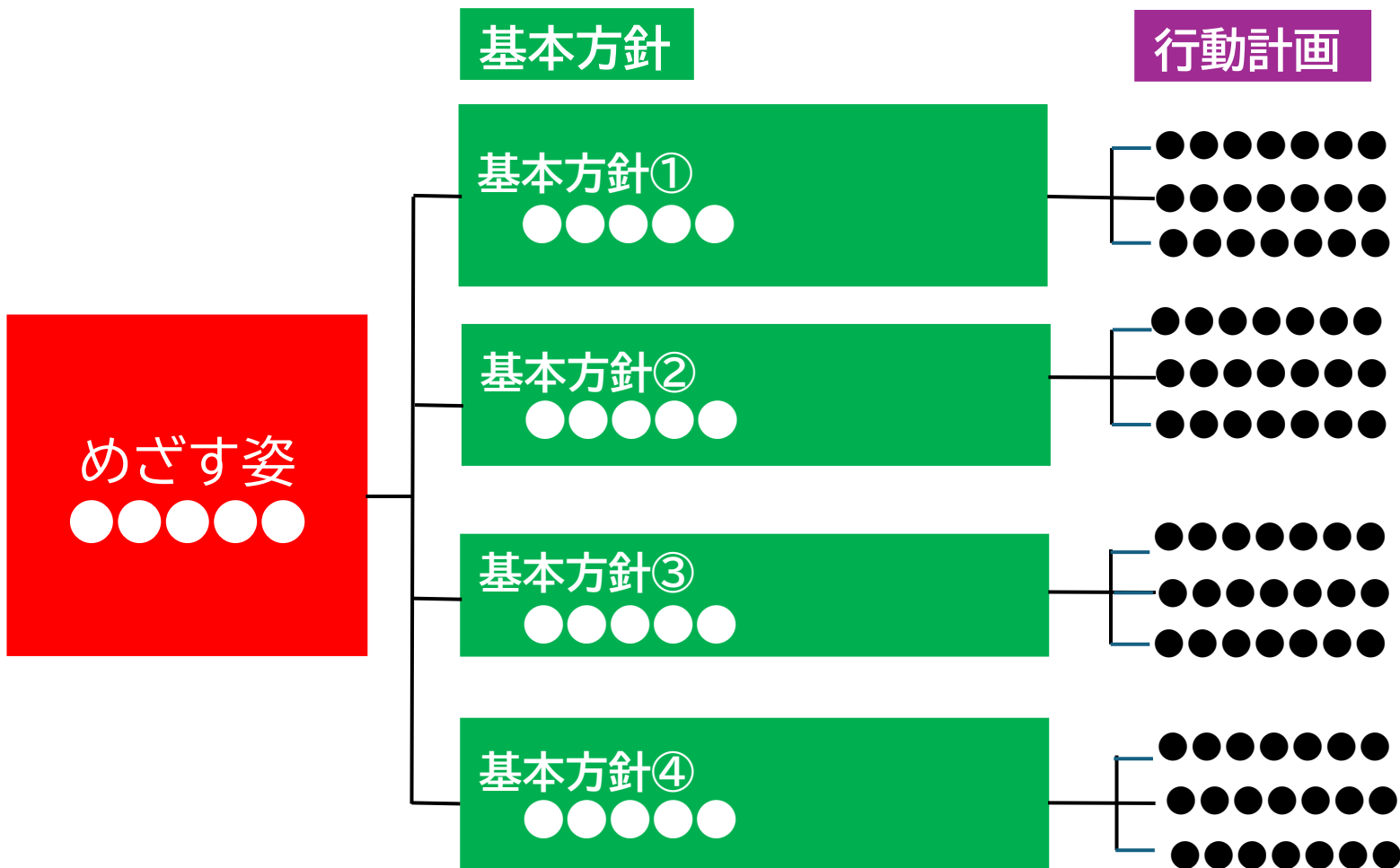
3. 大分市 大分市人権教育・啓発基本計画 （改定案）

- 【1】各人権問題に対する取組
 - (1) 女性
 - (2) こども
 - (3) 高齢者
 - (4) 障がい者
 - (5) 部落差別（同和問題）
 - (6) 外国人
 - (7) 感染症等をめぐる人権問題
 - (8) 性的マイノリティの人々
 - (9) 様々な人権問題
 - ・ 災害に伴う人権問題
 - ・ プライバシーをめぐる人権問題
 - ・ 刑を終えて出所した人やその家族
 - ・ 犯罪被害者やその家族
 - ・ 自死遺族
 - ・ ホームレスの人々
 - ・ アイヌの人々
 - ・ 北朝鮮当局に拉致された被害者等
 - ・ 人身取引（トラフィッキング）
- 【2】課題横断的な人権課題に対する取組
（インターネット上の人権侵害）

※赤字が国、大分県、大分市と共通の人権問題

※青字が大分県、大分市と共通の人権問題

各人権問題にて「めざす姿」を達成するためのフロー図



現状と課題

- ・1999年に男女共同参画社会基本法、2015年に女性活躍推進法、2024年に困難な問題を抱える女性への支援法が整備された。
- ・本市では、1999年に「おおいた男女共同参画推進プラン」を策定し、社会経済情勢の変化に応じて改定を重ねながら男女差別の解消に取り組んできた一方で、依然として固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアスが残存し、女性の主体的な生き方を阻害している。
- ・2025年の市民意識調査では、家事・育児時間が男性は「2時間未満」44.5%（「0時間」含め62.4%）と高い比率を占め、女性は「2～4時間未満」33.2%（「0・2時間未満」計25.8%）にとどまるなど、家庭内負担の性別差が大きいことが伺える。
- ・本市の合計特殊出生率は、2022年に1.47と人口維持水準の2.07に達せず、少子高齢化や家族形態の変化が進行する中で、男女ともに多様な働き方を可能にする労働環境整備が喫緊の課題である。
- ・固定観念の解消と柔軟な就労環境の推進に加え、DV・性犯罪被害の多さや経済格差・権力関係といった構造的背景を踏まえた相談体制の充実と途切れない包括的支援を、人権尊重の視点で総合的に進めることが求められている。

【めざす姿】

「男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会が実現している。」

【基本方針】①男女共同参画社会に向けた意識づくり

- ・「固定的性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」の解消など、意識改革のための周知・啓発活動を推進します。
- ・人権尊重への理解を深め、ハラスメントやいじめをなくすための教育・学習の充実を図ります。

【基本方針】②あらゆる分野における男女の活躍

- ・女性がその能力を十分に発揮できるよう、女性の経済的自立などエンパワーメントにつながる取組を進めます。
- ・男女がともに家事・育児・介護・地域活動へ参画することへの理解を深めるための啓発活動に取り組めます。

【基本方針】③男女が安心できる生活の確保

- ・男女がお互いの身体的性差を理解し合い、男女平等の観点から生命の尊厳や性に関する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ・性暴力被害の防止、妊娠・出産期における女性の健康支援、女性の貧困等への対策について取組を進めます。

【基本方針】④配偶者等からの暴力の根絶

- ・DVについて正しく理解し、身近な問題としてとらえることができるよう啓発活動を推進します。
- ・被害者が早い段階で相談できるよう、相談窓口の周知、相談体制の充実を図ります。

②こどもの人権問題

現状と課題

- ・こどもや子育てを取り巻く環境は、地域コミュニティの希薄化や家族形態の多様化、情報化社会の進展などにより大きく変化しており、孤立感や精神的・経済的負担を抱える家庭が増加するとともに、児童虐待、いじめや不登校など、こどもを巡る問題は複雑化・多様化している。
- ・スマートフォンがこどもたちの間でも普及したことにより、SNS上での誹謗中傷などの人権侵害が生じており、こどもたちが様々な 情報に接することができるメリットがある一方で、規範意識の形成や情報モラルの醸成が課題となっている。
- ・2023年に施行された「こども基本法」の基本理念に基づき、こどもを権利の主体として認識したうえで、こどもたち一人ひとりの人権や個性を尊重し、自他を大切にすること豊かな人間性を育むことが重要である。
- ・本市では、児童虐待に対応するため、2004年に庁内横断的組織である「児童虐待問題等特別対策チーム」、2006年に医療・教育・警察などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、2024年には、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」を設置した。また、2014年に「大分市いじめ防止基本方針」、2024年に「OITA COCOLO PLAN」を策定し、いじめや不登校の未然防止等の取組を推進するとともに、2025年には、こどもと子育てに関する総合的な計画である「第3期すくすく大分っ子プラン」を策定するなど、こどもの人権を守り、すこやかな育ちをめざす取組を推進してきた。
- ・こどもの人権問題の解決にあたっては、多様な価値観を認め合い、自ら判断し、行動できる力を育成するとともに、家庭・学校・地域及び関係機関が連携し、こどもの育ちを支え、こどもの人権についての理解を深め、すべてのこどもたちが安心して学び、成長できる社会づくりに取り組んでいく必要がある。



【めざす姿】

「こども一人ひとりの人権が尊重され、安心して学び、すこやかに育ち、自分らしく生きることができる地域社会が実現している。」

②こどもの人権問題

【基本方針】①子育て支援の推進

「第3期すくすく大分っ子プラン」の目指す姿である「誰もが安心してこどもを産み育てることができ、すべてのこどもがすこやかに育つことができ、すべてのこどもがすこやかに育つことができる大分市」の実現におけ、次の 3 つを基本理念として各種施策に取り組みます。

- ・良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供することで、こどもにとって最善の利益を目指します。
- ・ライフステージに応じて、子育て家庭を切れ目なく支援するとともに、多様な子育てニーズに対応することができるよう、こどもや家庭へきめ細かな支援を提供します。
- ・保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、行政をはじめ、企業や地域住民などが一体となり、地域や社会全体でこどもや子育て家庭を支えます。

【基本方針】②こどもの人権感覚を育む教育活動

人権に関する知的理解の深化を目指し、自らが権利の主体であることを学び、他の人の立場に立って考える力や差別に気づき行動できる力を育成します。

【基本方針】③教職員研修の充実

こどもたちに豊かな人権意識を高める教職員研修の充実を図ります。

【基本方針】④こどもの人権を尊重する教育活動

家庭や地域と連携・協働し、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて、豊かな人間性と社会性を育む教育活動の充実に努めます。

【基本方針】⑤相談・支援等による環境づくりの充実

いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関等との連携及び不登校対策の取組として、多様な学びの場の確保を推進し、児童生徒の社会的自立に向けた、誰一人取り残されない支援の充実を図ります。また、いじめ・不登校、虐待に関する問題への対応や解決に向けて、こども・家庭が相談しやすい環境づくりや援助活動の充実を図ります。

③高齢者の人権問題

現状と課題

- ・本市では2023年9月末時点で高齢者人口が134,732人、高齢化率は28.4%に達し、人口減少下でも高齢者は増加が見込まれるため、ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者夫婦のみ世帯の増加が予想される。
- ・近年では、悪徳商法・特殊詐欺が多発しているほか、介護疲れ等を背景とした虐待（身体・性的・心理・経済・ネグレクト）などの人権侵害も深刻化している。
- ・2024年施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要があることから、2024～2026年度を対象とする「大分市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を2024年3月に策定。
- ・今後は、高齢者一人ひとりの意思を尊重し住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを進め、認知症に関する正しい知識の普及啓発と、地域全体で支え合う共生社会の実現に向けた取組が重要である。

【めざす姿】「高齢者一人ひとりの尊厳と権利が守られ、自分らしく安心して暮らせる社会が実現している。」

【基本方針】

①尊厳ある暮らしを続けるための支援

高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、認知症の人の尊厳を保持するため、認知症に関する正しい知識と理解の普及を進めます。

【基本方針】

②安心な暮らしを支える環境づくり

高齢になっても自分らしくいきいきと過ごすことができるよう、介護予防や自立支援の充実、地域住民による高齢者を支える体制づくり、高齢者自身が就労や様々な活動に参加する機会の確保に努めます。

【基本方針】

③相談体制の充実

本人やその家族、地域住民等が必要な支援を受けられるよう、地域包括支援センターや成年後見センターをはじめとする各種相談窓口において、様々な相談に対応するとともに、必要な情報提供やサービスの紹介ができるよう相談体制の充実に努めます。

現状と課題

- ・障がいによる制限は個人の機能だけでなく、社会に存在する物的・制度的・慣行的・概念的な障壁によって生じる面が大きい。そのため、ノーマライゼーションの観点からそれらの障壁を取り除く必要がある。
- ・2016年施行の障害者差別解消法は、公共・民間双方での差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を基本に実質的平等の実現を目指しており、2024年改正で民間事業者への義務化や判断基準の明確化が進み、当事者の意向を踏まえた柔軟な対応と支援体制の整備が各事業者に求められている。
- ・2012年施行の障害者虐待防止法では、国・自治体の責務、虐待の禁止、障がい者の保護と養護者支援を定めているものの、人手不足や障がいに対する理解不足、家庭の負担増がリスク要因となり、依然として身体・心理・性的・経済的虐待やネグレクトが発生している。
- ・2025年3月に策定された第4期障がい者計画（令和7～11年）に基づき、障がい者への相互理解の促進や情報提供の充実など地域での包括的支援を強化していく必要がある。

【めざす姿】

「障がいのある人もない人も誰もが分け隔てなく地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる「地域共生社会」が実現している。」

【基本方針】

①障がいに対する理解の促進及び障がい者差別解消の推進

障がい及び障がい者に対する理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の推進に向け、市民及び事業者等への啓発を図ります。

【基本方針】

②障がい者虐待防止体制の充実

障がい者虐待の未然防止及び早期発見・早期対応を推進するため、関係機関との連携のもと、虐待防止に係る啓発及び相談・支援体制の充実を図ります。

【基本方針】

③成年後見制度の利用促進・普及啓発

知的障がいや精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の周知及び利用促進を図るとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

⑤部落差別（同和問題）

現状と課題

- ・1965年の同和対策審議会答申により、同和問題は基本的人権に関わる重大な社会問題であり、その解決は「国の責務であり国民的課題」と位置づけられ、本市においても生活環境の改善などの物的事業は大きな成果を上げ、周辺地域との格差はほぼ解消された。
- ・教育・啓発活動による差別意識の解消には一定の成果が見られるものの、全国的には就職や結婚など人生の重要な場面で偏見や差別が生じる事例が依然として報告されている。
- ・インターネットやSNSの普及に伴い、差別の形態も変化し、SNSや匿名掲示板での差別的な書き込みなどが社会問題となっており、部落差別（同和問題）についての理解と認識は、十分とは言えない状況にある。
- ・2016年に施行された「部落差別解消推進法」では、現在も部落差別が存在することが明記され、その解消が重要な課題とされており、今後も正しい認識と理解を深めるため、人権教育や啓発活動を持続的に推進していく必要がある。



【めざす姿】

「すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されており、部落差別のない社会が実現している。」



【基本方針】①教育・啓発の推進

市民一人ひとりが部落差別（同和問題）についての正しい認識と理解を深めることができるよう、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進に取り組みます。



【基本方針】②相談体制の充実

部落差別（同和問題）の解消に向け、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と緊密な連携を図りながら、相談に的確に応じることができるよう相談体制の充実に努めます。

現状と課題

- ・本市では少子高齢化と労働力不足、社会経済活動のグローバル化を背景に在留外国人が増加し、2026年3月末時点で5,595人となり、市人口の約1.2%を占め、在留資格や国籍・言語・文化が多様化している。
- ・全国的にヘイトスピーチや入居・就労時の差別的扱いが問題化し、本市でも外国人住民の増加と多様化に伴い、こうした課題への対応の重要性が増していくことが見込まれる。
- ・2025年の市民意識調査では、外国人が孤立しやすいことや職場での不利な扱い、言語の問題による医療、福祉、防災・教育の支援不足が課題として多く認識され、日本人と外国人双方が相手の文化や社会事情を学ぶ機会拡充が必要との回答が多くあった。
- ・2025年3月に策定した「大分市国際化・多文化共生推進計画」のもと、多文化共生を進めつつ、外国人の人権に関する正しい理解と認識を深め、偏見や差別の解消、相互理解の促進に向けた教育・啓発を推進していく必要がある。



【めざす姿】「外国人市民も安心して暮らしやすい環境が整備されるとともに、国際感覚豊かな人が増え、多文化共生が進んでいる。」
「市民や関係団体等との連携のもと、多様性にあふれ魅力ある地域づくりが進んでいる。」



【基本方針】①外国人市民が安心して暮らせる環境づくりの推進

様々なバックグラウンドを持つ外国人市民が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、やさしい日本語などによる情報提供の充実を図るとともに、日本語学習などの機会の提供に取り組みます。また、教育や就労等の各分野において、関係機関と連携しながら必要な支援につながりやすい環境づくりに努めます。



【基本方針】②多文化共生への相互理解の促進

人権教育・啓発や、異文化理解・国際理解教育の推進等を目的とする講座・イベントを開催し、市民の多文化共生に関する理解を深めます。

学校教育においては、全教育活動を通じて、多彩な習慣、文化、様々な国籍を持つ人々を理解・尊重する姿勢を育成し、共生社会実現に向けた教育の充実を図ります。また、社会教育においても、様々な機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための啓発や学習機会の提供・充実を図ります。

さらに、外国人市民と日本人市民の相互理解を深めるため、地域活動や国際交流活動等への参加を促すとともに、多様な文化や価値観に触れる機会の充実を図ります。

⑦感染症等をめぐる人権問題

現状と課題

- ・医療技術の進歩や支援制度、法律の整備により、感染症・難病・精神疾患の患者や家族への偏見や不合理な取扱いが改善してきたが、正しい知識や理解の不足から、依然として人権問題が発生している。
- ・特に感染症は、「感染する」という特性ゆえに患者や感染者の排除につながりかねず、新型コロナウイルス感染症では 感染者・医療従事者・家族への差別が深刻化し、医療と社会経済活動に影響を与えた。
- ・HIV感染症は感染経路が特定され感染力も強くないため、日常生活で過度に恐れる必要はなく、早期治療によりエイズ発症を抑え通常の生活が可能となったにもかかわらず、知識不足から差別や偏見が続いている。
- ・ハンセン病は、遺伝病でなく治療法が確立し発病リスクも低いにも関わらず、1907年から1996年の「らい予防法」廃止まで隔離政策が続き、2001年熊本地裁判決で国の誤りが明確化したものの、長期隔離や高齢化で元患者は家族関係の断絶や社会復帰の困難を抱えたままとなっている。
- ・2008年制定の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」は、元患者の福祉増進と名誉回復を進め、2019年制定の「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」は対象家族への補償金支給を定め、過去の人権侵害の是正に向けた法的枠組みが整備されてきている。
- ・患者や感染者等に対する偏見や差別の解消のためには、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、その本人や家族の人権を尊重し、一人ひとりが安心して暮らすことのできる社会づくりの一層の推進が求められている。

【めざす姿】

「感染症に関する正しい理解が広まり、患者や感染者、医療関係者等が偏見や差別を受けることなく、安心して暮らせている」

【基本方針】 ①感染症に関する正しい知識の普及啓発

感染症に関する正しい理解を深めるために、関係団体、学校、事業所等と連携し、正しい知識の普及啓発を図ります。

⑧性的マイノリティの人々の人権問題

現状と課題

- ・性的マイノリティの人々は学校・医療・職場など、日常のあらゆる場面で無理解や誤解に起因する偏見や制約に直面している。
- ・2023年に国がLGBT理解増進法を施行し、本市も同年に「おおいたパートナーシップ宣誓制度」を導入して支援の枠組みを整備。
- ・2026年には、LGBT理解増進法の基本理念とも一致する「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」が施行。
- ・2025年の人権に関する市民意識調査では、「職場・学校での嫌がらせやいじめ、周囲の誤解や偏見、アウティング」への回答割合が高い一方で、「わからない」との回答も2割弱あり、性的マイノリティへの理解をさらに深める取組が求められている。
- ・性の多様性への理解を一層深め、性的マイノリティの人々の人権を守り、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、人権教育・啓発を推進していく必要がある。

【めざす姿】

「すべての市民がその性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きることができている。」

【基本方針】①性の多様性への理解促進

性的マイノリティについての理解と認識を深めるため、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進します。

⑨ー1 様々な人権問題（災害に伴う人権問題）

現状と課題

- ・近年、頻発化・激甚化している風水害や、大規模な地震の発生により、被災地域の住民が避難生活を余儀なくされるケースが増加しており、避難所生活などにおいては、高齢者や障がいのある人、妊婦などの要配慮者に対し、様々な配慮が求められている。
- ・震災等の大規模災害の発生時に、不確かな情報に基づいて他者を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行為は、重大な人権侵害につながるだけでなく、適切な避難や復興の妨げにもなりかねない。
- ・市民一人ひとりが誤った情報に振り回されることなく、相手を思いやる気持ちを持ち、災害時においても人権が十分に尊重されるような取組の推進が必要である。



【基本方針】

全ての方が災害時に取り残されないような取組や、正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動を取れるよう、教育・啓発等の取組を進めます。

⑨ー2 様々な人権問題（プライバシーをめぐる人権問題）

現状と課題

- ・デジタル社会の進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まる一方で、プライバシー侵害の危険性や不安感も増大しており、近年では、個人のプライバシーに関する情報がSNS上で拡散されたり、個人情報が漏えいし犯罪等に悪用される事例も発生。
- ・本市においても、2002年に個人の権利利益を保護することを目的とした「大分市個人情報保護条例」を制定し、適切な情報管理に取り組んできた。
- ・企業や公的機関等においては、保有する個人情報の重要性を改めて認識し、その正確性を確保しながら適切に管理・運用する責任が一層問われている。
- ・一人ひとりが個人情報を守る意識を高めることが重要であることから、戸籍や住民票の写しなどへの不正請求の抑止につながる「本人通知制度」への登録を促進するなど、個人情報保護の重要性に対する理解を深める取組を積極的に進めていく必要がある。



【基本方針】

市が保有する個人情報について、関係法令に基づき適正に取り扱うとともに、個人情報保護に関する意識の向上を図るなど、プライバシーの保護に向けた取組を推進します。

⑨ー3 様々な人権問題（刑を終えて出所した人やその家族の人権問題）

現状と課題

- ・刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は依然根強く、就労や住居確保が困難で社会復帰が著しく阻まれているため、個人の更生意欲があっても社会復帰が極めて厳しい状況となっている。
- ・2016年に「再犯防止推進法」が施行、2017年に「再犯防止推進計画」が閣議決定され、本市においても、2024年に「第2期大分市再犯防止推進計画」を策定して、犯罪をした人等の支援と地域の安全確保に取り組んでいる。
- ・刑を終えて出所した人が、孤立せず社会の一員として戻れるようにするためには、関係機関の連携と市民の理解・関心を広げ、社会全体で支援することが大切である。



【基本方針】

刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰に資するよう、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別の解消に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

⑨ー4 様々な人権問題（犯罪被害者やその家族の人権問題）

現状と課題

- ・犯罪被害者やその家族は、事件で受ける直接被害に加えて、心ない言動や噂、SNSでの誹謗中傷や事実と異なる憶測の拡散、過剰な取材やセンセーショナルな報道によるプライバシー侵害、複数回の事情聴取に伴う精神的負担など、多様な二次被害に直面することがある。
- ・2005年の「犯罪被害者等基本法」施行以降、国や地方公共団体、関係機関等が連携し、犯罪被害者等の支援を行ってきており、2024年に「犯罪被害給付制度」が大幅に拡充されたほか、2026年に「犯罪被害者支援弁護士制度」が創設、さらに大分県でも2025年から「大分県版多機関ワンストップサービス」が開始されるなど、様々な制度面が整備されてきている。
- ・犯罪被害者等に対する社会全体の理解は十分とはいえず、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう、プライバシー保護を含めた理解促進と積極的な啓発活動が必要である。



【基本方針】

犯罪被害者やその家族が置かれている状況や直面している問題を理解し、社会全体で支援の取組が進むよう啓発活動に取り組みます。また、県、大分被害者支援センターをはじめとする関係機関・団体、庁内関係部署等と連携を図りながら、適切な相談対応に努めます。

⑨ー5 様々な人権問題（自死遺族の人権問題）

現状と課題

- ・自死（自殺）の理由は様々で、その多くは悩みや問題を誰にも相談できずに一人で抱え込み、心理的に追い込まれた末の死とされている。また、自死（自殺）に対する社会の偏見や周囲の誤解などにより、自死（自殺）で家族を亡くしたことを周囲に打ち明けられず、孤立してしまう人も少なくない。
- ・本市では、2022年に「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画延長計画」、2025年に「第2期大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」を策定し、自死（自殺）に関する正しい理解の促進や自死遺族への支援に取り組んでいる。
- ・自死（自殺）や自死遺族に対する偏見や誤解の解消に努めるとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、自死遺族への支援の充実と市民への啓発を推進していく必要がある。

【基本方針】

自死遺族等からの相談に応じ、遺族が必要とする情報提供を行うとともに、自死遺族のつどいの場や相談窓口を紹介します。

⑨ー6 様々な人権問題（ホームレスの人々の人権問題）

現状と課題

- ・ホームレスの人々は、様々な事情で路上生活などを余儀なくされた結果、心身の健康が悪化したり、社会的に孤立したりするなど厳しい状況に置かれており、偏見や差別意識から、嫌がらせや暴行などの人権侵害が発生することもある。
- ・ホームレスの人々が社会復帰することができるよう、自立支援の取組を進めるとともに、偏見や差別をなくすための広報・啓発に努めていくことが重要である。

【基本方針】

ホームレスの人々の自立支援を進めるとともに、偏見や差別の解消に向けた広報・啓発活動を推進します。

⑨ー7 様々な人権問題（アイヌの人々の人権問題）

P31

現状と課題

- ・アイヌの人々は、北海道から東北にかけて先住していた民族であり、現在においても独自の文化や伝統を有しており、国においては1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行、2008年に国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、2019年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されている。
- ・一方、アイヌの人々については、他の人々となお生活実態において格差があることや、結婚や就職等における偏見や差別の問題が残っている。



【基本方針】 アイヌの人々の人権を尊重し、日本社会が先住民族と共に構成されてきたという認識や理解を深めていきます。

⑨ー7 様々な人権問題（北朝鮮当局に拉致された被害者等の人権問題）

現状と課題

- ・1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が北朝鮮当局により拉致された。
- ・北朝鮮は、2002年の日朝首脳会談において、初めて拉致を認め、5人の帰国が実現したが、残りの安否不明の方々については、納得のいく説明がされておらず、いまだに問題の全面的な解決に至っていない。
- ・北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、日本の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題である。



【基本方針】 拉致問題および人権侵害問題の解決に向けて、認識や理解を深めていきます。

⑨ー7 様々な人権問題（人身取引（トラフィッキング）に関する人権問題）

現状と課題

- ・人身取引は、犯罪組織などによる性的搾取、強制労働等を目的とした重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題である。
- ・国においては、2004年に「人身取引対策行動計画」を策定。以降は2009年、2014年に人身取引の手口の巧妙化・潜在化など、人身取引をめぐる情勢の変化を踏まえて見直され、現在は「人身取引対策行動計画2022」に基づき、取組が進められている。



【基本方針】 人身取引を根絶するために、市民一人ひとりの認識と理解を深めていきます。

【2】課題横断的な人権問題に対する取組（インターネット上の人権侵害）

現状と課題

- ・インターネットの普及により生活は便利になった一方で、匿名性や情報発信の容易さが悪用され、インターネット上の人権侵害が社会問題化しており、特にSNSの拡散力やスマートフォンの普及により、こどもたちがインターネット上のいじめや性被害に巻き込まれる事例が増えてきている。
- ・2025年度実施の人権に関する市民意識調査では、「インターネット上の人権侵害」に関心のある人権問題とした人の割合が58.8%と最も高くなっている。
- ・インターネット上の人権侵害は、「【1】各人権問題に対する取組」に掲げる人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連しているため、この問題の解消は各人権問題を解消する上でも不可欠である。
- ・国は、侮辱罪の法定刑厳罰化（2022年施行）や情報流通プラットフォーム対処法（2025年施行）など法整備を進め、本市でもインターネット上の電子掲示板等の差別表現に対するモニタリングを実施し、必要に応じて削除依頼等を行っている。
- ・インターネットの利用については、被害者にも加害者にもならないために、情報モラル及び情報リテラシーを高めていくための教育・啓発を推進していく必要がある。

【めざす姿】

「インターネット上における人権が尊重され、偏見や差別、誹謗中傷がなく、誰もが安全かつ自由に情報を活用できている。」

【基本方針】

①情報モラル及び情報リテラシー向上のための教育・啓発

- ・スマートフォンやゲーム機、タブレット端末などでのSNS等の利用において、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、児童生徒の発達の段階に応じた指導を充実します。
- ・市民に向けて、「責任ある情報発信」という観点から差別を助長したり人権を侵害するような情報発信をしないよう、情報モラル及び情報リテラシー向上のための啓発に努めます。

【基本方針】

②人権侵害等への対応

- ・インターネット上の電子掲示板等への差別表現の書き込み等に対するモニタリングを実施し、必要に応じて削除依頼等の対応を行います。
- ・インターネット上の人権侵害情報に対する削除要請等の方法や、相談・通報・支援窓口の周知に努めます。

第3章 基本計画の推進

【構成変更あり】

現行

- 1 あらゆる場を通じて
 - (1) 就学前教育・学校教育
 - (2) 社会教育
 - (3) 家庭・地域
 - (4) 企業
 - (5) 特定の職業に従事する者
- 2 効果的な推進
 - (1) 学習機会の拡大・充実
 - (2) 情報の提供と啓発
 - (3) 連携の促進
 - (4) 相談・支援・救済体制の充実

改定案

- 1 あらゆる場を通じて
 - (1) 就学前教育・学校教育
 - (2) 社会教育
 - (3) 企業
 - (4) 特定の職業に従事する者
- 2 効果的な推進
 - (1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実
 - (2) 人材の育成
 - (3) インターネット・マスメディアの活用
 - (4) 連携の促進
 - (5) 相談・支援体制の充実

1. あらゆる場を通じて

現行

- (1) 就学前教育・学校教育
- (2) 社会教育
- (3) 家庭・地域
- (4) 企業
- (5) 特定の職業に従事する者

改定案

- (1) 就学前教育・学校教育
- (2) 社会教育
- (3) 企業
- (4) 特定の職業に従事する者

見直し点

①社会教育の中に家庭・地域が含まれることから、社会教育に集約。
※基本計画を策定している中核市35市中、
「社会教育」と「家庭・地域」を別項目で設定しているのは1自治体のみ。

2. 効果的な推進

現行

- (1) 学習機会の拡大・充実
- (2) 情報の提供と啓発
- (3) 連携の促進
- (4) 相談・支援・救済体制の充実

改定案

- (1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実
- (2) 人材の育成
- (3) インターネット・マスメディアの活用
- (4) 連携の促進
- (5) 相談・支援体制の充実

見直し点

①現行計画では、「学習機会の拡大・充実」の項目に「人材の育成」が含まれていたが、国の計画において個別の項目で設定されていることから、国に合わせた。
また、「学習機会の拡大・充実」から、「多様な学習機会の提供と学習内容の充実」に名称変更。

②「情報の提供と啓発」から国の計画に合わせて、「インターネット・マスメディアの活用」に名称変更

1. あらゆる場を通じて

(1) 就学前教育・学校教育

- ・教育・保育施設や学校において、教職員等が一体となって、お互いを尊重し、違いを認め、支え合うことで自立心を育み、豊かな人間関係を築くことのできるこどもを育成する必要がある。
- ・就学前教育においては、乳幼児期の発達の特性を踏まえ、遊びを中心とした生活の中で人権感覚の芽生えを育むことが重要であり、各施設において、家庭との連携のもと、日々の生活や多様な体験を通じ、こども一人ひとりの自尊感情を高め、自分が大切にされていると実感しながら、他者を尊重する姿勢や豊かな人間関係を築く力の育成に努めていく。
- ・学校教育においては、「大分市教育ビジョン」を基調に、教育活動全体を通して、こどもの発達の段階に応じ、人権問題に関する知的理解の深化及び様々な人との交流や体験的な活動を取り入れる等による豊かな人権感覚の涵養を目指し、人権を尊重する態度や差別を見抜き許さない実践力の育成に努めていく。
- ・社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性を育む教育に努めていく。

(2) 社会教育

- ・社会教育においては、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、人権に関する学習の一層の充実を図る必要がある。
- ・人権に関する学習においては、人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養が求められる。
- ・公民館等社会教育施設においては、地域住民や施設利用者に対して、多様な学習機会を提供するとともに、具体的な人権問題に即した参加体験型や視聴覚機器の効果的活用など学習内容・方法の工夫改善を図っていく。
- ・保護者に人権感覚が身に付くよう、家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供を図るとともに、各地区人権教育（尊重）推進協議会及び地域活動団体の啓発活動にも積極的に取り組んでいく。

(3) 企業

- ・企業は、雇用の創出や地域経済への貢献など、地域社会に大きな影響を及ぼす主体であり、事業活動のあらゆる場面において人権を尊重する責務を負っている。
- ・企業の社会的責任に加え、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」や国の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を踏まえた、人権尊重に向けた取組が一層求められている。
- ・公正な採用選考の実施、男女間の賃金・昇進格差の是正、多様な人材の活躍促進、各種ハラスメントの防止など、企業に取り組むべき人権課題は多岐にわたっており、課題に対応するためには、企業自らが社会的責任の意識を高めていくとともに、あらゆる企業において、一人ひとりが人権問題に対する理解と認識を深めていくことが大切である。
- ・市は、国、県、ハローワーク、商工会議所等の関係機関と連携し、企業等に対して人権に関する研修機会の確保を働きかけるとともに、企業向け広報誌やホームページ等の各種媒体を活用し、人権啓発資料の提供や情報発信を行うなど、必要な支援に努めていく。

(4) 特定の職業に従事する者

【市職員】

- ・市職員は、職務の遂行にあたっては、常に人権意識をもって臨むことがもとめられていることから、全ての職員が全体の奉仕者である公務員として、必要な人権感覚を身に付け、自らが啓発する立場にあることを自覚し、「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」の趣旨を理解できるよう、研修等の機会を通じ、効果的な啓発を図っていく。
- ・市の施設の管理・運営を行う指定管理者の職員に対しても、研修等を実施し、人権感覚の醸成を図っていく。
- ・職員一人ひとりが人権問題についての理解と認識を深め、互いの人権を尊重し合い、多様性を認め合うとともに、あらゆる差別は許されないということを認識し、行動していくことでさらなる市民サービスの向上を図っていく。

【教職員等】

- ・就学前教育・学校教育において、こどもたちの人権感覚を育むために、保育・教育関係者は人権尊重の理念や複雑化・多様化する人権問題の変化に対応する力を身に付け、効果的な人権教育を推進するための実践的指導力の向上を図っていく。
- ・少人数や参加体験型の研修、交流や情報交換の場を取り入れるなど、研修内容・方法の工夫改善に努めていく。

【医療関係者】

- ・医療現場における患者の人権を尊重し、人権意識の一層の向上に向け、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士などの医療関係者に対して、人権意識の高揚を図ることができるよう、関係諸団体と連携して人権啓発の充実に努めていく。

【福祉関係者】

- ・福祉分野では、高齢者や障がい者、こどもなどに対する介護や支援等が広範に行われており、民生委員・児童委員や社会福祉施設職員といった、福祉関係者の人権意識の普及・高揚を図ることは重要である。
- ・各職場や団体等において、研修や講演会等が主体的に行われるよう、支援を行うとともに、関係機関と連携・協力し、人権教育・啓発を推進します。

【メディア関係者】

- ・情報化社会の進展が著しい今日、インターネットや各種SNS、テレビや新聞、ラジオなど各種広報媒体を通じた情報は、世論の形成に大きな影響を与えており、人権尊重社会を形成する上でメディアの果たす役割は極めて大きい。
- ・今後とも、メディアに対して人権問題に関する情報提供を行い、人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うよう、人権意識の高揚に向けた啓発に取り組みます。

2. 効果的な推進

(1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実

- ・市民一人ひとりが、日常生活の中で人権問題に関心が持てるよう、学校、家庭、地域、企業等あらゆる場で多様な学習機会が得られるよう努めていく。
- ・教材、啓発資料等は、理解しやすい内容、表現となるよう工夫するとともに、知的理解を深める講義形式の学習に加え、参加体験型学習を取り入れるなど学習内容の充実を図っていく。

(2) 人材の育成

- ・市民一人ひとりが人権問題を自らの課題と捉え、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動するためには、学校、地域、企業など、あらゆる場で人権教育・啓発を推進していく必要があることから、地域や企業、学校等と連携しながら、人権感覚と実践力を備えた指導者の育成を図っていく。

(3) インターネット・マスメディアの活用

- ・インターネットの特性を活用して、市ホームページに人権に関する情報を提供するほか、SNSにより情報発信を行うなど、人権尊重の意識高揚につなげる啓発活動を推進していく。
- ・マスメディアは、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っていることから、多くの市民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、差別をなくす運動月間や人権週間をはじめとする各種取組において、マスメディアの活用に努めていく。

(4) 連携の促進

- ・様々な人権問題に幅広く対応し、効果的な施策の展開を図るため、庁内各部局相互の緊密な連携に努めるとともに、国、県とも相互に連携し協力していく。
- ・「各地区人権教育(尊重)推進協議会」、「大分市人権教育推進連絡協議会」、「大分市民生委員・児童委員協議会」、「大分市PTA連合会」など、地域、企業等との連携を図ることで、効果的な人権施策を促進します。

(5) 相談・支援体制の充実

- ・人権施策を推進する上で、人権教育・啓発のみならず、相談・支援体制の整備は重要な問題となっている。
- ・近年、人権問題に関する相談は、多様化・複雑化していることから、各種相談窓口の周知を図るとともに、相談に携わる職員の資質向上のための研修を充実させる必要がある。
- ・庁内の各部局をはじめ、国、県及び関係機関等とのさらなる連携・協力、情報の共有化を進めることにより、人権問題の解決に向け迅速な対応ができるよう、相談・支援体制の充実を図る。